

金属アーク溶接等作業に従事する方へ 「溶接ヒューム」が特定化学物質に該当する場合の 特定化学物質障害予防規則が適用されます

（令和3年4月1日施行（一部令和4年3月1日施行））

神奈川県

「金属アーク溶接等作業」とは、

- ・ 金属をアーク溶接する作業
- ・ アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・ その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業などをいいます。

- ※ **屋内、屋外を問わず** アークを熱源とした溶接作業が含まれ、ガスやレーザーを熱源とするものも該当します。
- ※ 自動溶接を行う場合には、溶接中に溶接機の手から離れる作業が含まれ、溶接機のトーチから離れる作業は含まれません。

※ 溶接ヒュームとは・・・

アークの熱によって溶けた金属が蒸気となり（主に酸化物）の細かい粒子となつたもので、煙の一種です。



アーク溶接

必要な措置（改正事項）

1 特定化学物質作業主任者の選任（令和4年3月改訂）

- **屋内、屋外を問わず、金属アーク溶接等作業主任者のうちから、特定化学物質作業主任者の業務を行わせることが必要となります。**

※ 「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」は、
講していただく必要があります（4ページを参照してください）

作業主任者の職務

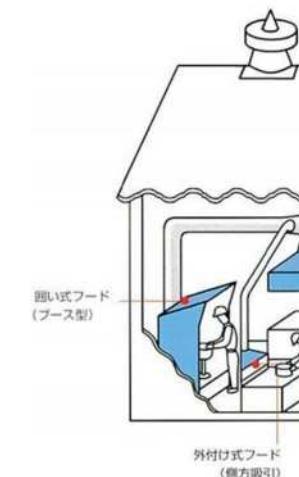
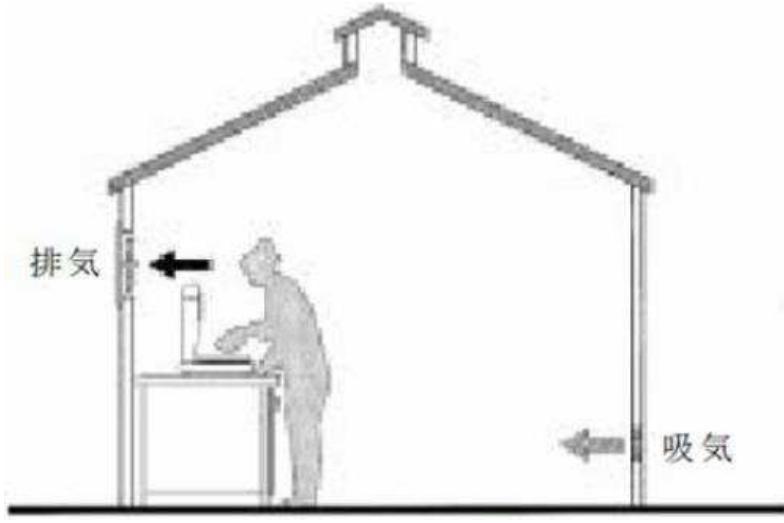
- ① 作業に従事する労働者が溶接ヒュームに汚染、法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けるを1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

2 特殊健康診断の実施

- **屋内、屋外を問わず、金属アーク溶接等作業主任者に対し、雇い入れ又は配置換えの内ごとに1回、定期に、医師による健診が必要となります。**
アーク溶接等作業に従事している方は、肺健康診断が義務付けられているため、
することが必要となります。

特殊健康診断実施後の措置

- ① 健康診断の結果を労働者に通知する



全体換気装置の例

全体換気
措置（局所換気）

4 溶接ヒューム濃度の測定（令和4年3月31日までに実施）



● 繼続して金属アーク溶接等作業を行う場合

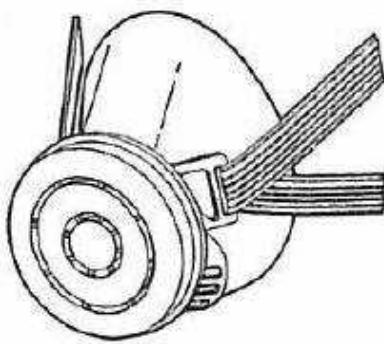
- ・溶接方法が変更された場合
- ・溶接材料、母材や溶接作業場所の変更等で大きな影響を与える場合

に、個人ばく露測定により、溶接ヒューム濃度を測定する必要があります。（現に継続して屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、令和4年3月31日までに一度測定を行う必要がある）



個人ばく露測定方法の例

屋外作業場で金属アーク溶接等作業を行う場
護具の着用が必要です。



5 床の掃除等

- 繼続して金属アーク溶接等作業を行う水洗等で容易に掃除できる構造とする必
- 水洗等粉じんが飛散しない方法により必要があります。

6 その他

- 金属ヒュームが特定化学物質に指定されるこ
化学物質障害予防規則等が適用されることとな
- 安全衛生教育の実施
- ぼろ等の処理
- 屋内作業場は不浸透性の床にすること
- 作業場所は関係者以外の立ち入りを禁止するこ
- 運搬、貯蔵時は堅固な容器を使用すること
- 作業場所以外に休憩室を設置すること
- 身体の洗浄設備等を設置すること
- 作業場所での喫煙、飲食を禁止すること
- 有効な呼吸用保護具の備え付け、常時有効かつ